

「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入
に取り組む中小企業事業主を支援します！

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

テレワーク用通信機器(※)の導入・運用

- (例)
 - ・web会議用機器
 - ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア
 - ・保守サポートの導入
 - ・クラウドサービスの導入
 - ・サテライトオフィス等の利用料 など
- ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません

就業規則・労使協定等の作成・変更
 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備

労務管理担当者に対する研修

労働者に対する研修、周知・啓発

外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

過去にこの助成金を使用してMAXHUBをご購入頂いたお客様もいらっしゃいます！

対象となる中小企業事業主

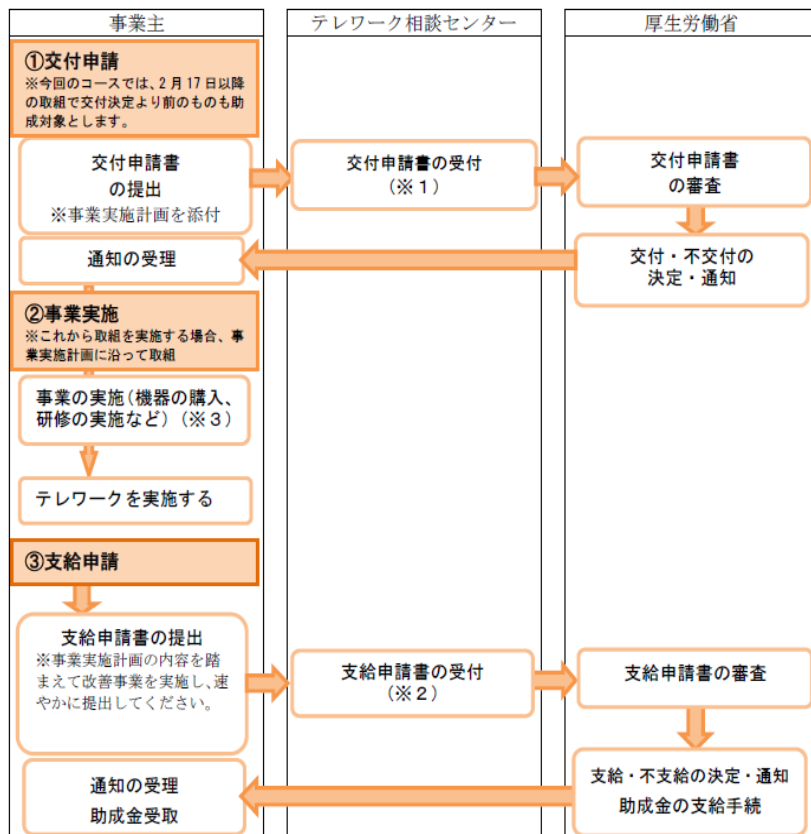
労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲 AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

申請に必要な書類

- ①事業実施計画
- ②登記事項証明書等事業主住所、代表者職・氏名を確認できる書類
- ③支給対象となる中小企業事業主であることを確認するための書類(労働保険関係成立届の写等。)
- ④資本又は出資額、労働者の人数が要件に該当する事業主であることを確認するための書類(上記②の登記事項証明書、労働保険関係成立届の写等。)
- ⑤事業を実施するために必要な経費の算出根拠を確認するための書類(見積書等)
- ⑥令和2年2月17日から交付申請日までに事業を実施している場合は、その実施した日付及び取組内容が確認できる資料
- ⑦上記⑥の場合において、事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類(領収書の写、費用の振込記録が客観的に確認できる預金通帳等の写等。支出の日付が確認できるものに限る。)

ご利用の流れ



※詳しくは厚生労働省HPの時間外労働等改善助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html
 をご参照下さい。

※1 令和2年5月29日までに提出してください
 ※2 令和2年7月15日までに提出してください
 ※3 令和2年2月17日以降の実施分を含むことができます

MAXHUBは、
テレワーク用通信機器に該当します!!

オールインワン Meetingボード

この1台があなたのWeb会議を支援します



主な機能

- ・4K表示、AG強化ガラス
- ・スムーズに書き込み、コメント機能
- ・パソコン/スマホ無線表示※1
- ・会議記録簡単共有

※1:パソコンにワイヤレスドングルが必要、初期はペアリング必要

ワイヤレス接続

簡単切換え、分割表示

最大8台同時に接続できる、
最大4台同時表示できる(画面4分割)。

ワイヤレス接続

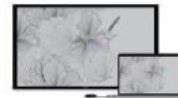


ワンクリックでワイヤレス表示

パソコン、タブレット、スマホワイヤレス表示※2。パソコンはワイヤレスドングルで、タブレット、スマホは2次元バーコードでワイヤレス表示。

※2: Windows 7, macOS 10.10以上、タブレット、スマホは Android 5.0, iOS 9.0以上

ワイヤレスコントロール



双方向コントロール

MAXHUBワイヤレスドングルを使うと、Meetingボードからパソコンを操作できる※3。Meetingボードとパソコンの間に往復する必要ありません。

※3: パソコンのみMeetingボードのタッチ信号が反映される



Meetingボード操作

スマホ、タブレットからMeetingボード操作できる※4。書き込み、コメント、プレゼン、スキャンなど。

※4: 携帯端末からMeetingボード操作は Android 5.0 以上が必要、双方操作は MAXHUB 専用APPが必要。

MAXHUBで快適なテレワークを



Web会議

主な機能

- ・リモート画面共有
- ・高品質ビデオ通話
- ・リモート書き込み
- ・高機密暗号化技術※5

※5: MAXHUB Web会議は AES256アルゴリズム採用

(ZOOM、Webex、Teams、等対応)

■カメラ、マイク、スピーカーを搭載

→外付け製品を買う必要なし

■ホワイトボードの板書やPPT、資料を遠隔地の方と共有できる